

短期入所生活援助事業 (ショートステイ事業) 利用案内

保護者の疾病や出産、出張等、様々な理由によって一時的に家庭での養育が困難となったお子さんを、児童福祉施設で短期間お預かりします。(宿泊を伴います。)

【対象となる児童】(以下の要件を全て満たしていること。)

- 旭川市に居住している、1歳～18歳未満の児童であること。
- 施設での集団生活が可能であること。
- 次の理由で保護者が一時的に児童の養育が困難な状態であること。
 - ・身体的・精神的な理由：疾病や育児疲れなど
 - ・家庭上の理由：出産、看護など
 - ・社会的な理由：冠婚葬祭、出張、学校行事への参加など



【利用日数】 原則として、1か月あたり 7日以内

【申請(事前登録)に必要なもの】

- 負担額を決定するための書類
 - ・市町村民税課税証明書等
(申請時の年度のもの。ただし、4～7月末までの申請については、前年度のもの)
※証明書がない場合でも、御本人の同意を元に課税状況を確認することができます。
詳しくはお問合せ下さい。
 - ・生活保護決定証明書または生活保護手帳(生活保護世帯の方)
 - ・ひとり親世帯、または養育者世帯の場合は、世帯の状況を証明する書類
(児童扶養手当証書、児童扶養手当支給停止通知書、ひとり親家庭等医療費受給者証、
交通遺児就学等奨励金決定通知書、戸籍謄本 など)
- 印鑑



【利用の仕方】

事前に旭川市へ登録が必要です。

利用しようとするときは、下記 《お預かりする施設》 に直接お申込みください。

受付時間は、9:00～17:00です。

ただし、施設の空き状況等により、ご希望の日程に沿えない場合があります。

《お預かりする施設》

施設名	旭川隣保会トキワの森	旭川育児院
施設の種類	母子生活支援施設	児童養護施設
住所	旭川市本町2丁目437番地80	旭川市台場2条2丁目3番45号
電話番号	0166-55-7061	0166-61-4054
FAX番号	0166-55-5880	0166-61-4076

【利用料金（日額）】

	世帯区分	年齢区分	1人1日あたりの単価
A	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護世帯 市町村民税非課税世帯で、ひとり親家庭 	満2歳未満児	0円
		満2歳以上児	0円
B	<ul style="list-style-type: none"> 市町村民税非課税世帯 市町村民税課税世帯で、ひとり親家庭及び養育者世帯 	満2歳未満児	1,100円
		満2歳以上児	1,000円
C	<ul style="list-style-type: none"> 上記以外の世帯 	満2歳未満児	5,350円
		満2歳以上児	2,750円

※ 養育者世帯とは、父母に代わって児童を養育している方の世帯をいいます。

【利用上のご注意】

- 利用日は原則として変更できません。やむを得ず変更する場合は、お預かりする施設へ直接ご連絡ください。
 - 施設の空き状況等により、ご希望の日程に沿えない場合があります。
 - 利用に際し、登録した世帯の情報（住所・氏名等）をお預かりする施設へ提供することとなります。あらかじめご了承ください。
 - 住所・電話番号・勤務先や、世帯の状況が変わった（ひとり親でなくなった）とき等、登録内容に変更がある場合には届出が必要ですので、必ずご連絡ください。
 - 施設へのお子さんの送迎は、保護者が行ってください。
 - 利用料はお預かりする施設に直接お支払いください。
 - 利用の際に必要な物（宿泊する際に必要な道具等）については、お預かりする施設にお問い合わせ下さい。
 - 毎年8月に利用料金の世帯区分の見直し（年度更新）を行います。8月以降も引き続き利用を希望する場合には、世帯の状況を証明する書類等、負担額を決定するための書類の提出が必要となります。
- （※ 更新時のご案内等は差し上げませんので、継続して利用を希望する方は、ご自身で忘れずに更新の手続きを行ってください。）

【お問合せ先】

〒070-0040

旭川市10条通11丁目

旭川市子ども総合相談センター

TEL：0166-26-5500

FAX：0166-26-5508

